

INDEX

◎ 韓国IPGの活動

「韓国知財保護情報セミナー」が開催されました 01

変わりゆく韓国の知財マインド 03

韓国における模倣品真贋判定セミナーの開催について

(ご案内) 04

グローバル知的財産オンライン教育 05

◎ IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」

活用したい特許再審査請求制度 07

学問的な知的財産権の保護 08

韓国IPGへのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

事務局より

韓国IPG Informationの10号からデザインをリニューアルしました。今後とも皆様ができる限り分かりやすく、見やすいように製作してまいります。IPG Informationについてご意見やご感想などございましたら、お聞かせ下さい。

朝晩がずいぶん寒くなりました。皆様もどうか風邪を引かないよう、お身体にお気をつけください。

CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



◎ 韓国IPGの活動

「韓国知財保護情報セミナー」が開催されました

日時: 2011年9月28日(水) 14:00~17:30

会場: 日本貿易振興機構(ジェトロ) 5階 ABCD会議室

主催: 特許庁、日本貿易振興機構(ジェトロ)、韓国IPG

講演内容:

14:00~14:10	開会
14:10~14:40	「韓国の模倣対策概況、韓国IPGの模倣品対策の取組み」 韓国IPG(ジェトロ・ソウル事務所副所長)岩谷一臣氏
14:40~15:30	「商標権特別司法警察隊の運営状況 ~取締り事例を中心に~」 韓国特許庁(KIPO)商標権特別司法警察隊長 呉栄徳氏
15:30~15:40	休憩
15:40~16:30	「韓国の模倣品流通根絶の紹介」 韓国知識財産保護協会(KIPRA)事業本部長 李政宰氏
16:30~17:20	「ポケモンコリアの模倣品対応について」 株式会社ポケモンコリア代表理事 長谷川裕史氏
17:20~	閉会

司会: 日本貿易振興機構(ジェトロ) 進出企業支援・知的財産部 知的財産課長 吉村佐知子

「韓国知財保護情報セミナー」が開催されました

韓国IPGは、JETRO東京本部と共同し、先日9月28日、各企業の知的財産担当者を対象に、韓国における模倣品対策の事例をご紹介します「韓国知財保護情報セミナー」を東京にて開催いたしましたので、ご報告させていただきます。

◎ 商標権特別司法警察隊の運営状況～取締り事例を中心に～

講師: 韓国特許庁商標権特別司法警察隊長 吳・栄徳氏

韓国では、昨年9月、特許庁内に商標権特別司法警察隊を配備し、高い専門性を生かして模倣品の取締りを行うという世界的にもユニークな取組みを行っております。この警察隊の導入後、6月時点で、刑事立件116件、押収物品46,866件という大きな実績を挙げております。講演では、模倣品の通報から秘密工場などへの潜入捜査、証拠品の押収、逃走した被疑者の追跡検挙といった生々しい事例や、韓国知識財産保護協会(KIPRA)が運営するオンライン上の模倣品モニタリングシステムの情報を基に、IPアドレスや口座の追跡などを経て検挙に至った例など、模倣品流通の実態や警察隊の活躍についてご報告いただきました。

[キャッシュディスペンサーの追跡]



[秘密工場の内部]



韓国IPGとしては、企業からの模倣品の情報があれば、これを商標権特別司法警察隊に連絡し、模倣品の撲滅に寄与していきたいと考えております。

◎ 韓国の模倣品流通根絶の紹介

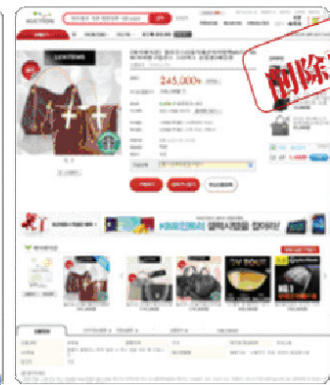
講師: 韓国知識財産保護協会(KIPRA)事業本部長 李・政宰氏

模倣品の販売が店頭からショッピングモールに広がり、現在では、模倣品購入場所の24.7%がオンライン上となっている昨今、韓国知識財産保護協会(KIPRA)は、オンライン上の模倣品モニタリングシステム「IPOMS」を開発し、24時間の自動監視を行っております。また、商標権特別司法警察隊と緊密に連携しており、ここで得られた情報が警察隊の活動に大きく役立っております。講演では、オークションやショッピングモールについて、1時間ごとに3,000万件の情報を収集し、キーワードやブラックリスト、値段等により模倣品を自動認識し、模倣品販売の削除を要請したり、販売動向の分析、警察隊との模倣品取締りの連携などについて、ご報告いただきました。また、KIPRAでは、模倣品購入を行わないよう各種広報活動を行っており、現在TVで流されている啓もうCMについて、ご紹介いただきました。

[オンラインの自動監視]



[違法サイトへの削除要請等]



今後、模倣品の流通がますますオンラインでなされることが予想されることから、このKIPRAのIPOMSシステムがさらに重要性を帯びてくることは、間違いのないものと考えられます。

◎ ポケモンコリアの模倣品対応について

講師: 株式会社ポケモンコリア代表理事 長谷川裕史氏

株式会社ポケモンコリアは、2006年8月の設立以降、韓国内のポケモンブランドをマネジメントしてきましたが、2008年ごろからポケモン市場の拡大と共に、模倣品が急増する事態となっております。模倣品は、真正品と類似したものだけでなく、模倣品がシリーズ化されるなど、数え切れないほど多数の模倣品が子供に向けて販売されておりました。講演では、これら模倣品を撲滅すべく、商標権の活用、税関での水際措置、韓国内流通者に対する警

告文の配布、取締りや啓もう活動、特許庁と警察の協力による摘発など、正当な権利に基づく対策を行うと共に、正規品が欲しいと思わせるアピールを行い、消費者と流通者たちが正規品を欲しいと思えるような状況を創り出し、単に取締りのみに頼らない、いわば総合的な対策により、これを克服したことをご紹介いただきました。

製品の性格にも左右されますが、模倣品対策は、戦略的かつ総合的に行わなければならない、これを具体的にご説明いただいた講演は、各企業の参考となるものと思います。

いずれの講演も、事例などを具体的に交えたもので、各企業における模倣品対策の一助として有効なものでありました。ご協力いただいた講師の方には、厚く御礼申し上げます。

【押収された模倣品】



【商品ポスター内での正規品アピール】



変わりゆく韓国の知財マインド

韓国では、近年、政府によるさまざまな模倣品対策がなされ、一定の効果を挙げてきました。また、韓国企業の技術レベルも急速に進歩し、もはや最先端の技術レベルにあるといっても過言ではありません。このような状況下において、韓国特許庁が2010年に調査した模倣被害の実態調査では、27.3%の韓国企業が模倣被害を受けた経験があると回答しており、これは、日本企業において模倣被害を受けた割合24.6%（「2010年度模倣品被害調査報告書」、日本特許庁）を超える数値となっています。このように、韓国企業は、模倣をする側から、模倣される側にシフトしつつあり、これに伴い、大企業はもちろん、中小企業においてもいわゆる知財マインドが急速に高まっていることが予想されます。

その中で、韓国の中小シューズメーカーが大手企業を相手にデッドコピー品を不正競争防止法で訴え、勝訴を得た判決がなされましたので、ご紹介したいと思います。

本事件は、テコンドー・武術用品を製造・販売する韓国の中小企業M社が自社の主力商品として開発・販売したテコンドーシューズを国内有名スポーツ用品メーカーH社が模倣生産したとして、韓国の不正競争防止法である「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、ソウル中法地方法院に対し、販売差止仮処分申立及び損害賠償請求訴訟を提起したものです。

これに対し、ソウル中央地方法院（地方裁判所）は、H社の製品について、全体的な形状、形状、色彩はもちろん、靴底の模様や通気孔の数と位置、ステッチの形態、そして商標が付された位置など細部の形態が非常に類似し、商標を除けばまるで同じ商品と錯覚するほどであるとして、模倣品に該当すると判断し、M社の経済的損失に対する損害賠償として8千万ウォン（約6百万円）を認めました。それだけではなく、M社が中小企業であり、長い開発期間を経て商品を発売した直後に、大企業であるH社が模倣品で競合した結果、むしろ一般需要者はM社の製品が模倣品であると誤解して返品が増え、それによりM社の企業イメージが深刻な打撃を受けたとして、M社の損害としてさらに2千万ウォン（約150万円）も認めました（ソウル中央地方法院2011年1月14日付判決言渡し2010ガ合29077判決）。

もちろん、この一例をもって韓国の中小企業における知財マインドが高まったかどうかは、分かりません。しかし、いずれにしても、中小企業が大手企業を訴え、裁判所は、デッドコピーであるとした上で、経済的損失だけではなく、模倣品による企業イメージに対する損害も認めたものであり、韓国における知財マインドの高まりうかがわせるものではないでしょうか。

（なお、この事件は、原告勝訴で確定しています。）

韓国における模倣品真贋判定セミナーの開催について(ご案内)

韓国IPGは、韓国特許庁との協力覚書(MOU)に基づき、特別司法警察隊職員向けに「模倣品真贋判定セミナー」を開催することとなりました。この模倣品真贋判定セミナーは、企業のご担当者様が講師として韓国の現地に赴き、商標警察隊に対し、真正品と模倣品とを区別する真贋判定方法や、模倣品の取扱業者や流通経路などの情報をレクチャーするもので、商標警察隊の活動を効果的に行い、模倣品の流通を阻止するために極めて有効な対応策となります。

そこで、以下の要領により参加企業を募集いたしますので、奮ってご応募ください

日程

2011年 10月27日(木) 15時~18時(1社当たり40分~1時間)

場所

国際知識財産研修院(大田) <http://iipti.kipo.go.kr/EN/>

募集社数

3社ないし4社(先着順)

応募締切り

10月7日(金)

申込方法

詳細・申込書 ⇒ JETRO ソウル事務所知財チームホームページ(<http://renew.jetro-ipr.or.kr/>)の「お知らせ」欄にあります。申込書にご記入の上、メールにてお申込み下さい。

その他

1. 募集の対象企業は、①韓国内における正規品の流通量が一定程度ある企業のうち、②真贋判定方法、模倣品の流通実態、企業内における模倣品の対策、商標警察隊に対する要望などをレクチャー可能な企業を対象とさせていただきます。
2. 参加に当たり、模倣品サンプルなどを用いて説明していただくと、より効果的なレクチャーが可能です。
3. セミナーの資料を日本語で作成される場合、JETROにおいて韓国語に翻訳しますので、10月14日(金)までにご提出ください。直接韓国語で作成される場合は、10月20日(木)までにご提出ください。

4. 参加費は、無料となりますが、会場までの交通費は、各企業においてご負担いただくこととなりますので、ご理解ください。なお、ソウルから会場までバスでの移動を予定しています。

5. 当日は、日韓同時通訳を行います。

問合せ先

ジェトロソウル事務所 知財チーム 岩谷(いわたに)、曹恩実(チョウ・ウンシル)

電話 +82-2-3210-0195 (韓国在住の方は、02-3210-0195)

メール jetroiprseoul@gmail.com

(お問い合わせは、日本語可能です。)

または、ジェトロ知的財産課 成瀬、高橋

電話 03-3582-5198

メール CHIZAI@jetro.go.jp



グローバル知的財産オンライン教育! 英語のオンラインコンテンツを活用して知的財産権を勉強して下さい!

韓国特許庁と韓国発明振興会が世界知的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力体(APEC)等、国際機構と共同で開発した英語オンラインコンテンツを活用して、知的財産権を無料で勉強することができます。

韓国特許庁と韓国発明振興会は2005年から持続的にグローバル知的財産オンライン教育に投資して、実際のビジネス現場で活用できる知的財産権基礎プログラム(IP Panorama)、特許情報検索プログラム(IP Xpedite)等のコンテンツを開発し、<http://global.ipacademy.net> サイトを通じてオンライン教育を進行しています。

<IP Panoramaとは?>

- ◎ 計12個のモジュールで構成されており、モジュール当たり学習所用時間は約1時間30分です。
- ◎ 法的観点にフォーカスを合わせた既存の知的財産権プログラムと違い、IPパノラマは企業現場で発生する知的財産権問題と活用戦略を取り扱っており、知的財産権ビジネス教育にマッチしたプログラムです。
- ◎ コンテンツがストーリーテリング方式で設計されていて、各モジュール別のテーマにより互いに違う人物と会社、製品が登場し、臨場感あふれる知的財産権ストーリーが繰り広げられます。
- ◎ 知的財産権に関する基礎知的を育成する企業体職員、知的財産権のビジネスマインド形成が必要な企業の新入社員にマッチしたプログラムです。

目次

01 Importance of IP for SMEs
02 Trademarks and Industrial Designs
03 Inventions and Patents
04 Trade Secrets
05 Copyright and Related rights
06 Patent Information
07 Technology Licensing in a Strategic Partnership
08 IP in the Digital Economy

09 IP and International Trade

10 IP audit

11 IP Valuation

12 Trademark Licensing

<IP Xpediteとは?>

- ◎ 計14個のモジュールで構成されており、モジュール当たり学習所用時間は約1時間30分です。
- ◎ モジュール別に提示される様々なエピソードとともに多様なプレビューを通じて、国際的観点の知的財産権情報に関する価値、検索方法、分析方法および特許情報の解釈方法を習得できます。
- ◎ 実例に従って簡単に知的財産権情報について学習できます。
- ◎ 知的財産権情報の基礎概念およびその活用方法について学習しようとする大学、企業、研究所など、知的財産権の基礎概念を習得した人で知的財産権学習の次の段階に進もうと思われる方に役立つプログラムです。

目次

01 Value of IP Information
02 Characteristics of the IP Systems of Major Countries
03 IPR Database Source
04 Understanding and Searching for Patent Information
05 Understanding and Searching for Trademark Information
06 Patent Indicators
07 Patent Map
08 Preparation of Patent Maps
09 Advanced Search for Patent Documents Using an IPC and an F-term
10 International Application through the PCT System and its Strategies
11 International Trademark Application through Madrid System and its Strategies
12 Interpreting and Drafting Patent Documents in the US
13 Interpreting and Drafting Patent Documents in Japan and Korea
14 Interpreting and Drafting Patent Documents in EPO and Australia

韓国特許庁、国際特許紛争情報検索サービスを提供へ(8/25)

最近、スマートフォンやLEDなど、韓国企業が競争力を発揮している分野で特許紛争が激しくなるにつれ、国際特許紛争に対する社会的な関心が高まっていることを受けて、韓国特許庁は企業オーダーメイド型国際特許紛争情報検索サービスを(以下、紛争情報ナビゲーション)韓国知識財産保護協会を通じて今年10月から提供する予定だ。紛争情報ナビゲーションは、国際特許紛争の予測および対応に必要な情報を個別企業が置かれている状況に合わせて総合的・体系的に整理して提供される。

韓国特許情報検索サービス(KIPRIS)、ロシア、台湾特許文献等リリース(9/5)

韓国特許庁は今月から対民間用の特許情報検索サービス(KIPRIS)で提供する海外特許情報の範囲をこれまでの8カ国から12カ国に拡大すると明らかにした。これに伴い、KIPRISを通じて米国、日本、ヨーロッパなど主要8カ国の特許情報とともに、さらに4カ国(カナダ、オーストラリア、台湾、ロシア)の特許情報も検索・閲覧できるようになった。

*) ジェトロソウル事務所知財チームのHP (<http://www.jetro-ipr.or.kr/>)にてKIPRISの活用方法等を紹介した韓国特許情報検索ハンドブックを提供していますので、ご利用ください。

日韓政府、著作権協力枠組みを構築(9/6)

韓国文化体育観光部と日本文部科学省は「著作権および著作権隣接権分野における協力強化のための了解覚書」を締結した。チョン・ビョングク長官は、9月6日に文化体育観光部で開催された了解覚書締結式で了解覚書に署名した。日本では日本の著作権担当政府部署である文化庁から近藤 誠一文化庁長官が参加し、高木 義明文部科学大臣が署名した了解覚書を交換した。両国はアジア太平洋地域の著作権環境改善のために相互協力する予定。特に、日中韓間の政策交流と協力強化のための共同事業を推進する方針だ。

発足1年、商標権特別司法警察隊の成果と課題(9/8)

韓国特許庁の商標権特別司法警察隊(以下、特司警)は、昨年9月に発足後、偽造商品の取締りを強化し、去る1年間に偽造商品事犯で計141人を刑事立件して偽造商品48,000点余り(正規商品価額約120億ウォン相当)を押収したと明らかにした。このような取締り実績は、特司警発足以前(2010.1~8)と比較すると月平均実績基準で刑事立件人員は約6倍、押収物品は約11倍程度増加した。

オ・ヨンドク商標権特別司法警察隊長は「限定された予算と人員のために、偽造商品の取締りにおいてあらゆる困難に直面しているが、選択と集中でこのような問題点を克服していく方針だ」と説明している。

三星電子VSアップル、特許戦争拡大(9/18)

18日(現地時間)ロイターなど外信は、三星電子がアップルを相手に、アップルのiPhone、iPadの無線技術が三星電子の特許を侵害したと主張し、オーストラリアの裁判所に提訴したと報道した。

ロイターによれば、三星電子オーストラリア法人は、アップルのiPhone 3G、3GS、iPhone 4、iPad2が三星の保有する無線通信技術特許7件を侵害したと主張。また、先月アップルの主張で発売延期になったギャラクシータブに対する発売中止処分の撤回をオーストラリア連邦裁判所に要請した。

ロイターは、三星電子が韓国、日本、ドイツに続いてオーストラリアでも、アップルとの訴訟問題を拡大したと説明した。

また、米国のIT専門媒体Mashableは18日(現地時間)、三星電子が韓国内でのiPhone 5の発売を阻止するために訴訟を提起する予定だと報道した。三星電子もアップルに反撃するため、フランスなどヨーロッパ地域の裁判所に特許訴訟を提起、両社の特許戦争は拡大している。



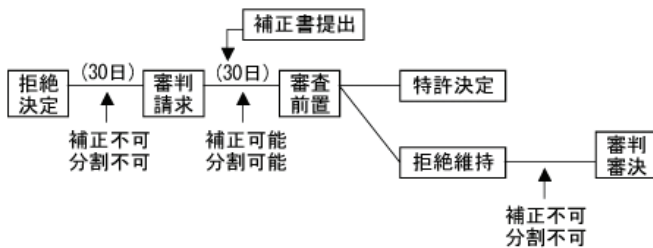
活用したい特許再審査請求制度

特許再審査請求制度は、特許出願して審査過程で拒絶決定された際に拒絶決定不服審判を行わずに、再審査を請求する趣旨を記載した補正書を提出することのみで再び審査を受けることができるようにした便利な制度である。出願人にとって簡便なこの制度は、拒絶査定後、補正ができる最後のチャンスなので、この制度を有効に活用したい。

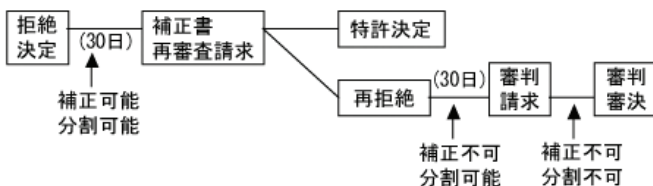
特許再審査請求制度とは？

特許再審査請求制度は、2009年7月1日以降の特許出願案件より適用される新しい制度です。この制度の導入前は、特許出願が審査過程で拒絶決定された場合、もう一度審査をしてもらうために、まず、拒絶決定不服審判を請求しなければなりません。そして、明細書の補正書を提出することにより、再審査を受けることができるという審査前置き制度が設けられていました。しかし、再審査により相当数が特許決定され、結局、拒絶査定不服審判まで至らない事例も少なくないことから、わざわざ審判請求をせずとも再び審査を受けることができるようにしたのが特許再審査請求制度です。特許再審査制度の導入前後の手続きを簡略に図示すると、次のとおりとなります。

<導入前の手続き> (2009年7月1日前の出願が該当)



<導入後の手続き> (2009年7月1日以降の出願が該当)



特許再審査請求制度で気をつける点

特許再審査制度は、出願人の便宜のために導入されたもので、再審査請求

時に提出する補正書は、明細書等を補正することのできる最後の機会であるため、この機会を必ず活用するのが望ましいといえますが、便利な点ばかりでなく、留意すべき点もいくつかあります。

1. 特許再審査請求制度は、明細書の補正書に再審査請求の表示をして提出するだけなので、非常に簡便で安易に考えがちですが、最後の補正の機会であるため十分に慎重を期さなくてはなりません。つまり、再審査請求における補正は、従前の拒絶決定不服審判に伴う補正と同様の水準で考えなくてはなりません。拒絶決定の内容が明確に把握できない場合には、期間延長(2カ月)をしてでも十分な時間をかけて検討し、完璧な補正書を作成するようにしましょう。
2. 再審査で再度拒絶決定されたら、拒絶決定不服審判を請求することはできませんが、もはや補正書を提出することはできません。この意味からも、再審査請求時の補正書の作成には慎重を期しましょう。
3. 再度拒絶決定がなされた段階で拒絶理由が解消されなかった請求項があれば、審判での請求成立の可能性も非常に低くなります。その場合、審判請求は放棄し、代わりに特許可能な請求項のみを集めて分割出願するのが最善の策になると考えられます。

むすび

このように、出願人にとって便利な特許再審査請求制度ですが、結論として、この制度で最も気をつけていただきたいのは、本制度導入後は、拒絶決定不服審判の請求時に補正をすることができないという点です。そのため、再審査請求時の補正は、最後の機会であることを十分に理解し慎重を期しつつ十分に活用することが最も重要なポイントとなります。

便利になった本制度の活用とともに、できれば、補正の機会がさらに拡大されることを期待します。

<今回の解説者>

崔達龍国際特許法律事務所 弁理士 崔達龍

1945年生まれ。1974年漢陽大学電子工学科卒業、1982年弁理士試験合格、1999年崔達龍国際特許法律事務所を開設。日本企業の出願等を専門に扱い、韓国知財関連法令の和訳等をHPに掲載<www.choipat.com>。現在、大韓弁理士会副会長。

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 岩谷一臣)





挙国的な知的財産権の保護

「知識財産基本法案」が、韓国の国会で今年4月29日可決され、7月20日から施行された。また同法に基づいて、同月28日に「国家知識財産委員会」が設立され、活動を始めている。とうとう韓国にも「国を挙げて」知的財産を尊重・保護する、という時代がやってきたのだ。1つの立法、1つの委員会の出帆で直ちに大きな変化がくるわけではないが、今後、韓国で知財権の地位が一層高くなり、その保護が強化されることが期待される。

知識財産基本法の制定

2009年11月の草案発議から1年半を経て、知識財産基本法が制定され、11年7月20日から施行されました。同法は、第1条で、知的財産の創出・保護・活用の促進とその基盤作りのために政府が基本政策と推進体系を設けることをもって、「国家の経済・社会・文化の発展と国民の暮らしの質の向上に寄与する」ことを目的として宣言しています。韓国政府は、今後、国の知的財産関連政策を推進する際に、下記の基本理念に従わなければならないこととなります(第2条)。

1. 優秀な知的財産の創出の促進
2. 知的財産の効果的な保護・活用の促進、および合理・公正な利用を図る
3. 知的財産の創出・保護・活用促進の基盤作り
4. 知的財産にかかわるルールの国際化

国家知識財産委員会は知的財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整し、その推進状況を点検・評価する大統領直属の機関であり、国務総理と民間有識者を共同委員長とし、40人以内の委員で構成されています(第6、7条)。現在、政府側で11人、民間から19人、合計30人で構成され、民間側の共同委員長は・尹鍾龍サムスン電子常任顧問が任命されました。尹委員長は元サムスン電子副会長で韓国工学翰林院の院長を歴任した、有名なエンジニア出身経営者でもあります。

日本の知的財産基本法

一方、日本でも「知的財産基本法」と「知的財産戦略本部」が置かれています。両国の基本法の定めは類似しており、日本の法律・制度が今回の韓国の立法に大きな参考になったのは間違いないと思われます。

日韓の制度比較

		日本	韓国
法律	名称	知的財産基本法	知識財産基本法
	条文	4章33個条	5章40個条
	施行日	2003年3月1日	2011年7月20日
推進機構	名称	知的財産戦略本部	国家知識財産委員会
	長	総理大臣	総理と有識者1人
	委員	全ての国務大臣 +10人の民間有識者	関連官庁10か所の長 +18人の民間有識者
	専門部会	アドホック、現在二つ	常設、五つ

国家知識財産委員会への期待

ところが制度は似ていても、その運営の結果は相当異なるということが日韓では往々にして起こります。それは、韓国が大統領制をとっており、政府の政策推進が非常にスピーディーでパワフルであることも一因でしょう。1つの法律制定ですぐに知財立国が完成するような考えは急ぎ過ぎではありませんが、近いうちに韓国で知財の位置づけおよびその保護に大きな進展が起こることを期待する理由もそこにあります。

最後に、両国ともに基本法は国や自治体だけでなく、大学や事業者らにも一定の責務を課していることに注意してもらいたいと思います。すなわち、会社は優秀な知的財産の創出・活用はもちろん、発明者の適切な処遇に努めるべきであり、国や自治体・研究機関と協力する責務が負われているということをしっかり理解する必要があるでしょう。

では、皆で力を合わせて頑張りましょう。

<今回の解説者>

法務法人(有限)太平洋 弁護士・弁理士 李厚東

1964年生まれ。ソウル大学法学部卒業、東京大学法学修士。1985年司法試験合格、現法務法人太平洋知財チームおよび日本チームリーダー、特許法人太平洋 代表弁理士。

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロ=ソウル事務所副所長 岩谷一臣)

